

平成31年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成31年2月26日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小川 喜敬
- 2番 山田 雅士
- 3番 小澤 孝延
- 4番 角 麻子
- 5番 鈴木 広美
- 7番 小菅 耕二
- 8番 石井 孝昭
- 9番 桜田 秀雄
- 10番 林 修三
- 11番 山口 孝弘
- 12番 小高 良則
- 13番 川上 雄次
- 14番 林 政男
- 15番 新宅 雅子
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 小山 栄治
- 20番 木村 利晴

1. 欠席議員は次のとおり

- 6番 服部 雅恵

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	鵜澤広司
総務部	長	大木俊行
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	黒崎淳一
建設部	長	江澤利典

会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	片 岡 和 久
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	岡 本 裕 之
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	小 川 正 一

主 査 補 嘉 瀬 順 子
主 査 補 吉 井 博 貴
主 任 主 事 武 井 義 行

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成31年2月26日（火）午前10時開議

日程第1 発言の取り消しの件

日程第2 議案第2号から議案第13号、議案第15号から議案第19号
質疑、委員会付託

日程第3 休会の件

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、発言の取り消しの件を議題とします。

小川喜敬議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○小川喜敬君

2月22日の一般質問の発言の中で不適切な発言がありましたので、おわび申し上げますとともに、会議規則第65条の規定によって発言の取り消しをさせていただきたく、お願い申し上げます。

○議長（木村利晴君）

ただいま、小川喜敬議員から、2月22日の一般質問における発言の一部について、会議規則第65条の規定によって取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。ただいまの小川喜敬議員の申し出のとおり発言の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

日程第2、議案第2号から議案第13号及び議案第15号から議案第19号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いいたします。

最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

おはようございます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず初めに、議案第4号、八街市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

付議案7ページから8ページです。八街市公共施設等総合管理計画によりますと、箱物施設の改修費、更新費、修繕費、維持管理費の支出合計は、過去10年間の平均2.7億円が、今後、40年間の平均支出額4.0億円となる見込みです。約1.3億円増加の見込み。これらに

より財政圧迫が予想されるため、その経費を確保するために特定目的基金の設置を提案するというものでございます。そこで、財源の確保について伺います。財政状況が厳しい中においても福祉、教育の充実は最優先課題であります。箱物施設の改修等の必要経費も今後40年間、毎年約13億円増加の見込みということでもあります。財源をどのように確保しようとしているのか、伺います。

○総務部長（大木俊行君）

公共施設整備基金の財源につきましては、本来であれば当初予算において一定の金額を計上いたしまして、将来の具体的な施設の整備費や修繕費に充てるのが想定することが、これは理想でございます。ただ、今の財政状況ではなかなか困難であるというふうに考えております。このことから、当分の間は、毎年の決算剰余金の一部を積み立てて活用していこうというふうに考えております。

○京増藤江君

剰余金の一部を積み立てていくということなんですが、これから財政調整基金にも組み入れていかなければならないと思うんですけど、毎年13億円のその新たな費用がこれで生み出せるのかどうか、そのことについて伺います。

○総務部長（大木俊行君）

この公共施設の老朽化というのはどんどん進んでおります。このことから、生み出せるのではなく、生み出していかなきゃいけないというふうに考えております。

○京増藤江君

本当に毎年、毎年13億円必要となるということは、よっぽど歳入についても考えていかなければいけないということが、おのずからもう示されると思うんですけど、そこで、財源確保の見通しについて伺います。今後、人口が減ることに対しても対策が必要なんですけれど、今後、積み立てによって市民サービス、積み立てはする。そして、市民サービスの削減はしていく、そういうことは絶対にあってはならないと思うんですけど、そのためには地域経済活性化の方向での財源確保が必要と考えますが、その点については考えておられるのか、伺います。

○総務部長（大木俊行君）

先ほども申しましたとおり、公共施設の老朽化に伴う改修、補修の経費につきましては、今後必ず必要になってくるものでございます。ですが、市民サービスの低下につながるものではないというふうに考えております。議案第3号で提案しておりますとおり、今まで活用してまいりました教育施設建設改修基金や、じんかい処理施設建設改良基金を廃止しようとしております。これらの基金がなくなると、今後の施設の改修費等につきましては、財政調整基金に依存せざるを得ないという状況になってくると思います。これを避ける必要があるために、今回も設置しようというふうに考えているものでございます。

○京増藤江君

これから財政調整基金もまだ積み立てていく必要もあると思うんですが、本当に市民サービ

スを削減する方向ではないというような答弁だったんですが、本当に絶対そんなことがないような形で、今後についてはしっかりと積み立てをしていただきたいと思います。

次に、議案第5号なんですが、八街市森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設置について、お伺いします。

付議案9ページから10ページです。森林環境税は森林環境の整備の財源を徴収する目的で、個人住民税均等割に年1千円を上乗せして徴収すると、そして全額を都道府県市町村に譲与するというものです。課税は2024年から始めるわけですが、自治体への譲与は2019年から実施されるということですが、そこで伺います。

市民が負担する森林環境税についてです。国全体の課税対象は6千万人程度で、年間600億円の財源を見込んでいるようですが、本市の課税対象の人数及び総額の見込みについて、伺います。

○総務部長（大木俊行君）

森林環境税につきましては、これは国税でございまして、2024年度からの賦課徴収が始まることになっております。賦課徴収につきましては、個人住民税の納税義務者に対しまして、住民税の均等割の税率に1千円を加算して市町村が行うこととなります。なお、森林環境税の税収につきましては、本市の場合、約3千400万円になると見込んでおります。この人数でございまして、平成30年度、当初課税における県民税の均等割の納税義務者数が3万5千695名でございまして、1千円掛ける3万5千695の平成29年度の徴収率、収納率96.69パーセントを掛けたものが約3千400万円となっております。

○京増藤江君

東日本大震災の復興財源のための地方税増税期限の終了後、2024年度から直ちに目的を変えてそのまま徴収するという事なんですが、国土保全や地球温暖化対策などのために森林整備は大変重要と私も考えます。しかし、このような今回の制度はあまりにも安易な増税ではないかと。また、この制度は使い道が曖昧にされていて、広く薄く国民に負担を求めるといった感じに感じます。国が林業予算を削り、衰退を招いた反省もなく、一方的に住民に負担を強いるような、そういう制度になると考えます。今回の森林環境税なんですけれど、これがいつまで続くのか、そのことについてお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

今回の森林環境税につきましては、先ほど言いました2024年度からの課税となっております。現在のところ示されているのが2033年度、この以降、これはいつまで続くのかといいますと、期限がまだはっきりされておられません。もともとこの制度が始まったのが、先ほど議員さん言われましたとおり、森林整備や森林整備の促進の人材育成や担い手のための確保、木材利用の促進等のために充てられるという基金でございまして、2024年度から課税されますが、その後につきましてはまだ、このいつまでというふうには示されておられません。

○京増藤江君

本当にこれは、本来ならば住民に負担をかけるというよりも、温室効果ガスを排出している主な原因者である排出企業に負担を求めるべきものだと思うんですけど、期限も決めないで、本当に国民からとれるものはとっていくということでは、本当に国民は今、生活が苦しい中で、生活は楽にならない、本当にそういうことが安易に税金がとられると、そういうふうな状況になるというところでは、やはりこの責任をどこに持っていくのかということも、今後はしっかりと国に対しても言っていってほしいと思います。

次に、本市における森林環境譲与税の見通しについてなんですが、本市における森林環境譲与税の見通しについて、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

森林環境譲与税につきましては、2024年度からの課税となりますが、来年度以降しばらく、国の譲与税特別会計における借入金により、各自治体へ森林環境譲与税が譲与されることとなっております。したがって、制度上、2033年度までの期間、段階的に森林環境譲与税が増加することとなります。剰余金につきましては私有林・人工林面積、人口及び林業従事者数をそれぞれ5対3対2の割合で交付されることとなっております。平年度、国の受ける森林環境税収入額を600億と過程しまして試算しますと、本市では、収入源は、平成31年度からの3カ年は年間約347万円、2024年度からの3カ年は年間約521万円。2025年度以降からの4カ年は年額が738万円、2029年度からの4カ年は約956万円、それから、2033年度以降につきましては年間1千173万円が来られるというふうに考えております。

○京増藤江君

さまざまな条件の中で各自治体に譲与税が来るということなんですが、八街市の住民が払った総額と、それから、入ってくる譲与税についてのこの関係はどの程度、払ったら払ったなりの譲与税にはならないと思うんですが、その関係はどうなんでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

さっき私の方から申し上げましたとおり、1人当たり1千円で3万1千人でございます。その金額以上に、先ほど年額を申しましたが、最終的には2033年、これは、平成で言えば平成45年以降ですけど、年間では1千173万円となっておりますので、約倍以上の金額が交付されるというふうに考えております。

○京増藤江君

ちょっと今、よく聞こえなかったんですけど、結局、最終的には譲与税が払ったよりも少なくなると、払った方が多いと、ちょっとすみません。今、聞こえなかったから。

○総務部長（大木俊行君）

支払いをしたよりも多く来るでしょうということでございます。

○京増藤江君

何か私、ちょっとどうなのかなと思いましたけれど、わかりました。多く入るといふのであればいいと思いますが。

次に、森林環境譲与税の用途について。

○議長（木村利晴君）

京増藤江議員、答弁、もう一度しますので。

○総務部長（大木俊行君）

大変失礼いたしました。

人口割等がございますので、すみません。多くはなりません。少なくなります。支払いした額よりも少なくなる。林業とかそういうものに携わっている方とか、人口割とかになりますので、その割合できますので、額的にはかなり少なくなるというふうに考えております。

○京増藤江君

人口割、そして、その森林の面積とかにも関係あるわけですから、本当に八街市は不利なのではないかなと私は思いますので、これは後でちょっとまた勉強が必要だと思いますので。

次に、森林環境譲与税の用途についてなんですけれど、この用途については縛りがありますが、本市としては100パーセント有効に使える見込みがあるのかどうかについて、伺います。

○総務部長（大木俊行君）

森林環境譲与税の用途につきましては、これは、間伐などの森林整備や新規整備を促進するための人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てられる、これは充てなければいけないというふうにされております。本市では現在のところ、新年度予算で計上しておりますデジタル空中写真や森林所有者情報など、大量の森林に関連する情報を効率的かつ安全に利活用できる森林情報システムである森林クラウド使用料10万円について活用する予定でございます。今後につきましては、関係課と協議の上、判断していきたいと考えておりますが、木材の利用につきましては、小学校、幼稚園、保育園などの木製遊具などに活用できればというふうには考えております。

○京増藤江君

そのようにいろいろ使えるので、じゃあ、100パーセント有効に使えると、そういうふうな見通しなんですか。

○総務部長（大木俊行君）

見通しにはそういうふうに私たちはとっています。

○京増藤江君

八街市にとってもこの森林環境税、そして、せつかく払って返ってくる譲与税、それが有効に使われるようにしていただきたいと思います。本来ならば、先ほども申し上げましたけれど、今のような不況、収入が続く中で、私は市民に負担を新たに負わせるべきではない。今までも復興税がとられていたけれど、それが終わってまた、引き続き増税していくというようなことはするべきではないと思います。温室効果ガス排出の主の原因者である企業に負担を求めるべきだと思うんです。地方交付税によって、地方の財源は保証されなければいけないし、自治体間の財政調整機能を果たすことが憲法と地方自治に基づく地方財政のあり方だ

と思います。国にはこのことを真剣に考えていただきたいと、そういうことを述べまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（木村利晴君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

まず、平成31年度国民健康保険特別会計予算書の312ページでございます。歳出で、平成31年度の国保運営の状況について、お伺いするところでございます。

1点目に、保険給付費、また、納付金についてでございますが、保険給付費、また、納付金が前年度よりそれぞれ2億6千183万5千円、また、8千965万4千円減となっておりますが、その原因についてお伺いいたします。

○国保年金課長（吉田正明君）

今、議員さんの方からございましたように、平成31年度の保険給付費につきましては、前年度比で2億6千183万5千円、4.1パーセントの減。また、県への国民健康保険事業費納付につきましては、前年度比で8千965万4千円の減となっておりますけれども、まず、この保険給付費減の要因でございますが、これにつきましては、薬価改定とともに、被保険者数の減少によるものでございまして、これは少子高齢化に伴います人口の減少、また、高齢化の進展などで75歳となって後期高齢者医療制度への被保険者となる方の増加、あるいは、社会保険などの被用者保険へ移行する方の増加といった影響によるものだというふうに捉えております。

また、国民健康保険事業費納付金につきましては、広域化に伴いまして県内の保険給付費に要する費用を、県下の市町村で納付するものでございますが、保険給付費の減少に比例いたしまして、この納付金につきましても減額となったものでございます。

○丸山わき子君

ほかの会計へ移行したという、その減だということで答弁いただいているわけなんですけれども、今後の国保運営の見通しについて、もう1点お伺いいたします。

平成30年度から国保の都道府県化がスタートしたわけですが、本市の今後の国保運営の見通し、どんなふうになっていくのか、その見通しはいかがでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

今後の見通しということでございますけれども、国民健康保険の被保険者につきましては減少傾向にあるわけですが、1人当たりの医療費というものは増加傾向にあるというように言われております。医療の高度化によりまして病状によっては、高額薬剤を使用するといったことで、今後、保険給付費が増額に転じるということは十分にあり得るのではないかとこのように捉えております。

また、県に納めております国民健康保険事業費の納付金につきましては、医療給付費分、ま

た後期高齢者支援金分、介護納付金分という3つがございますけれども、後期高齢者医療制度に移行する方が多いということから、この後期高齢者支援金分については若干の増加傾向がございます。広域化によりまして、県が全ての保険給付費を負担するにあたりまして、その費用を県内の各市町村が納付金として納める中であって、本市でかかる医療費だけでなく、県全体での医療費がどれくらいかかるかということによっては、この納付金額がそれによって納付金額が算出をされますので、今後、この納付金というものもどうなっていくのかということについては、現状のところではなかなか見通すことは難しいのではないかとこのように捉えております。

○丸山わき子君

大変不安定中での運営になっていくという感じがするわけですが。

もう1点、国保の件でお伺いしたいのは、国保税の滞納状況について、お伺いしたいというふうに思います。それと、負担軽減についてです。八街市の国保税は広域化しても、その滞納状況というのはなかなか改善されていくようには思っていないんですけれども、その辺についてはどんなふうに担当課は見ているのでしょうか、

○国保年金課長（吉田正明君）

ちょっと数字的に古い数字で申し訳ないですが、昨年5月末で算出をいたしましたその滞納の状況を見ますと、国民健康保険の加入世帯のうち、その2千471の滞納世帯について所得の階層別に見てみますと、未申告を除き最も滞納が多い階層につきましては、所得が100万円以上200万円未満の世帯で、これが543世帯、また、これが滞納世帯の22.0パーセントを占めておりまして、続いて、所得なしの世帯が500世帯、これが滞納世帯の20.2パーセントという状況でございます。未申告世帯を除きます所得100万円未満の世帯の合計については、966世帯ということで、滞納世帯の39.1パーセントというものを占めている状況でございます。こういったことについては、国民健康保険の加入者にこの景気の波の影響を受けやすい自営業者の方、あるいは年金の生活者、あるいは非正規労働者の方が多いという、その構造的な問題というものが大きく関係しているのではないかと考えておりまして、こういった状況につきましては、今後も継続していくのではないかとこのように担当課としては考えております。

○丸山わき子君

今、担当課の方から、約4割は低所得者層の方々の滞納によるというわけです。やはり、高過ぎる国保税であると、この高過ぎる国保税を引き下げるために全国知事会、市長会、町村会は公費を1兆円投入せよと国に対して要求しております。これは協会けんぽ並みの保険料にせよという要求の内容なんですけれども、協会けんぽなみにすることは国保にしかない均等割、平等割をなくすということなんです。全国の均等割、平等割をなくすには1兆円が必要だということで、その要求をしているというふうに思うわけですが、本市では約20億円の国保税の税収を見込んでいるわけですが、この約半分の約10億円が均等割、平等割です。これが本当に市民を苦しめているんです。収入に関係なく家族1人当たり、あ

るいは1世帯当たりということで、国保税を負担しなければならない。これは、早急に解消しなければこの滞納世帯というのは減らないと。そういう意味では、市長会では、1兆円公費投入について要求しているわけですが、これはちょっと市長にお伺いいたします。その見通しはどうか、その辺についていかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど担当よりお話がありましたとおりでありますけれども、その徴収にあたっては丁寧な対応に心がけておりますし、今、全国市長会の状況はどうだというようなお話でございませけれども、先般も全国市長会におきまして、特に低所得者層に対する負担軽減策を強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者の支援を強化するというところで決議しておりまして、国保の安定的な、そして持続的な運営ができるよう、国の国保負担の割合を上げなさいということで、国の責任において実行ある措置をなさいということで決議しております。こうしたことの意味合いというのは、市長会の発言、要望というのは大変重いものでありまして、私はしっかりと国の今、国会議員におきましてこうした市長会の意見を丁寧に取り上げてもらって、国に国会の場でさらに決議要望してもらいたいと今、思っておりますし、ここにおられる市議会議員の皆様におかれまして、国会議員の方々に関係ある国会議員の方にこの全国市長会の決議をお伝えしていただいた上で、国にその声を届けるよう逆をお願いしたいと思っております。

○丸山わき子君

この1兆円公費投入というのは2014年、5年ほど前からやられているわけなんです。やはり真剣に全国の知事会、市長会、町村長会も考えているんだなというのは感じるんですが、なかなかそれは実行できないと。国は1兆円を交付しようとしなさいということで、これはやはり、市長の市民の暮らしを守るという立場からは、強力な対応を私は求めたい、このことを申し上げておきたいと思えます。

それから次に、保健事業についてお伺いいたします。八街市の特定健診についてなんですけれども、健診率の向上と目標についてお伺いしたいと思えます。本市の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（吉田正明君）

特定健診についてということでございませけれども、県が示しております特定健診の目標の受診率というものは60パーセントというところに置いているわけですが、本市の受診率につきましては、平成28年度で26.7パーセント、平成29年度で28.9パーセントと、若干増加はしたものの、平成28年度を県内順位で見ますと、54市町村中で52位という低迷している状況でございませ。そこで、新年度予算におきましては、千葉県国保連合会が実施をしております人工知能を活用した特定健康診査受診率向上事業、また、JAの組合員を対象に行っております健診データの提供を受けるための予算を計上させていただいたところでございませ。しかしながら、特定健康診査受診率、この向上事業につきましては、これまで健診を受診していない方、あるいは、不定期な受診をしている方々に受診のきっか

け作りや習慣化につながるようにということで実施をするものでございますので、すぐに結果に結び付くものではないのではないかなというふうに思っております。この特定健康診査受診率向上事業を実施しております他の自治体のそのサンプル結果というのを見てみましても、勸奨対象者の抽出方法によりまして、その上昇率というのは2パーセント台から7パーセント台という形で、結果はまちまちという状況でございます。したがって、この事業の実施にあたりましては、八街市のデータの解析結果を踏まえまして、そのアプローチの方法などを十分、精査した上でなるべくできるだけ早い段階で、県の現在の平均値でございます約40パーセント程度に近付けられるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

この人工知能の導入によって、どのくらい期待できるのかというと、他市町村は2パーセントから7パーセント程度だというようなことのようなんですけれども、これは、やはり、人工知能の導入により、導入してよかったと言えるような結果を出さなければならないじゃないかなという点では、何か八街市としては導入による工夫とかされようとしているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

今回、本市といたしましてもこの事業の導入というのは初めてでございますので、実際に事業を導入するにあたりましては、その事業者の方と、先ほど申し上げましたように、その勸奨対象者をどういう形でどう当市としてみるのかといったようなところの事前の打ち合わせの方は、かなり綿密に行う必要があるかと思えます。

また、既に県内の方で実施をしている市町村もございますので、そういったところからその事業実施にあたってのいろいろ課題等につきましてもお聞かせをいただいた上で、本市の事業実施の上での参考にしたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

特定健診の健診率を引き上げていくには、これ1つではなかなか大変だと、この人工知能の導入だけでは大変だと。やはり、保健衛生費の普及費、ここら辺をもう少し引き上げていく必要があるのではないかなと。来年度予算では、人間ドックについて利用しやすいよう拡充が図られ、病気の早期発見、早期治療への取り組みが強化されようとしているわけですが、多くの方が人間ドックに行けない状況にもあるわけで、そういう点では健診率の向上にいかに取り組むかということが求められているかというふうに思います。そういう点では、保健師さんであるとか、あるいは、保健推進員さんの協力で地域に入っていただいて、健診の向上への取り組みがされていくべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。現在、健康増進課では乳幼児から高齢者まで幅広い年代に向けたさまざまな教室や食に関する指導を実施しており、そのほか、地区や団体からの依頼により栄養士等の

健康教室、市が委嘱しております保健推進員が地区に出向いて栄養指導などの講習会を実施しており、生活習慣病予防についての知識を普及啓発し、各種健診への受診を推進しているところでございます。今後につきましても、受診率向上のために健康増進課を中心といたしまして国保年金課、あと介護保険を担当いたします高齢者福祉課などが連携し、現在、取り組んで知る各種施策をさらに充実させることで、市民一人ひとりの健康意識の改善、ひいては健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

今、八街市の特定健診の受診率は県下ワーストスリーと、県の受診率から言えば10ポイント低くなっているわけですね。この受診率は60パーセントが目標だというわけで、約3倍ぐらい必要になってくる、2.5倍必要になってきます。その2.5倍に引き上げるには、どれだけの取り組みが必要になってくるか。そういう内容を十分検討すべきではないかなというふうに思います。来年度予算の中では、その中心となって働いていただけるであろう保健推進員さん、この予算が大幅に削減されているわけです。なり手がいないからというような状況のようなんですけれども、やはりこういった保健推進員さんを育てていく、そういう取り組みも求められているのではないかなというふうに思います。積極的なそういった目標をきっちりとかんで、どうこの保健活動に取り組むのか、そういう取り組みを強化していくことが必要ではないかなというふうに思いますが、いま一度、その辺はいかがでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

市が委嘱しております保健推進員につきましては、現在、市が主催する研修会に参加することにより、習得した健康づくりに関する知識を地区等において伝達していただいたり、市が行う各種事業に対する協力をさせていただくなど、市民の健康増進に努めていただいております。議員おっしゃるとおり、定員の方が40名以内となっておりますが、今年度の委嘱替えによりまして、現在は18名の方をお願いしております。平日の研修やご協力いただく事業も多数あることから、なかなか保健推進員になっていただける方を確保することが困難な状況であり、また、高齢化も課題となっておりますので、各種事業にわたる保健推進員の活動の拡大につきましては、今後の課題と捉えております。このため、1人でも多くの方に保健推進員になっていただけるよう、人員の確保に向け、広報誌等を活用するなど周知方法について検討するなどして保健推進員の確保に努め、保健衛生のさらなる普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

先ほども国保の加入者は減ってきましたよと、しかし、今後、医療費は増えていくのではないかなという、そういう答弁がございました。やはり、今後の医療費増大させていけないためには、早期発見、早期治療の取り組みが必要であると。やはり、そこにきちんと視点を設け、これからの保健推進員さんを育て上げ、地域でのそういった協力をいただくと、そういった取り組みをもっともっと取り組んでいかなければならないんじゃないかなということをおっしゃいます。

次に、議案第17号の平成31年度介護保険特別会計予算、345ページ、お伺いいたします。

この中で、介護保険料について、前年度比で約5千万円ほど増となっておりますけれども、その要因は何なのか、お伺いいたします。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

現在、第7期介護保険事業計画の期間中でございます。この計画は平成30年度から3カ年計画となっております。この期間中の介護保険料につきましては、前計画と同一料金となっておりますので、前年度と比較して5千万円の増となる主な要因につきましては、高齢化の進展によりまして、新たに65歳を迎える第1号の被保険者数が前年度と比較して1千100人の増となることが要因と考えられます。

また、保険料の徴収方法といたしまして、年金からの天引きによる特別徴収の割合が徐々に高くなっている点、これに加え、過年度分の保険料の収納強化に努めていることも要因となっておりますのでございます。

○丸山わき子君

収納率の見通しのところとちょっとあわせてお伺いいたしますけれども、今、年金からの徴収者が増えるから増とっていくというようなことを言われたわけなんですけれども、年間所得80万円以下の方が約6割を占める介護保険です。消費税増税の影響緩和策として、支援給付金の支給や介護保険料の軽減措置が導入されるわけなんですけれども、4月からは公的年金の支給額は実質0.9パーセントの削減となるわけです。そういった中で、本当に介護保険料の収納率につながるというふうには思えないんですけれども、その辺についてはいかがなんでしょうか。今後の収納率の見通しは。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

介護保険の納付方法につきましては、先ほども申しましたが、年金からの天引きによる特別徴収と、納付書で支払う普通徴収の2通りとなっております。法の改正によりまして年金の受給資格期間の短縮によりまして、年金からの特別徴収の割合が増えてきております。保険料の収納向上にこれにつながるものと考えております。

また、保険料の徴収につきましては、認定申請時に窓口においてになった家族の方へ納付相談の実施や、未納者に対する督促状、催告書の発送を行うとともに、今年度につきましては、今年度末に市民部の管理職の協力のもと、未納者宅への臨戸訪問も予定しており、来年度の収納率におきましても、本年度同様の収納率を見込んでおるものでございます。

○丸山わき子君

これから消費税の増税ということで、消費税の増税による影響というのは介護保険料だけではなくて、暮らしの中にどっかりと大きくかぶさって、市民の肩にかぶさってくるわけです。今回は、消費税増税によって介護保険制度に対しては、低所得者の軽減措置が導入されるわけです。この導入されることによって、軽減分の4分の1は市の負担となるわけなんですけれども、総額どのくらいになるのか、その辺についてお伺いいたします。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

平成31年度の市の負担の総額としまして、1千37万3千500円となるものと見込んでおります。

○丸山わき子君

これは今後増えていくわけですが、年々ね。これは、途中からですけどね。これは、消費税増税に対する影響について、市長にお伺いしたいと思います。高齢者に対して、増税の影響緩和策を導入する一方で、後期高齢者医療制度では9割軽減されていたものが、これは2年間でなくされてしまうと。市民にとっては3倍もの負担増になってしまうわけです。後期高齢者では、そういう負担がまた、消費税も肩にかかってくると。消費税導入から31年なんですけれども、消費税の増税の累計は397兆円になったと。大企業向けへの三税への減収は累計で275兆円。大企業減税にほとんどが穴埋めとなってしまったということで、社会保障のためということで消費税が導入されましたけれども、介護保険で見れば3年ごとに保険料の見直しと、制度解約による負担増で市民は悲鳴を上げているわけです。払い切れない、そして、サービスは利用し切れない。利用できない、そういう悲鳴です。消費税が上がるたびに景気が冷え込み、暮らしは厳しくなっているわけです。今の経済状況は、安倍首相が過去2回、消費税増税の延期を決定した時期に比べて、最も景気が悪化している状態なんです。今、増税すれば市民の暮らしと地域経済は破綻することはもう明らかなんです。7万市民の暮らしを守る市長は、国に対し増税ストップの意見を挙げていくべきではないかなというふうに思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

実は、先般の全国市長会でもこういった決議をしております。持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源確保の観点から消費税増税を確実に実施するよう決議、提言しております。

○丸山わき子君

今まで、消費税を増税しても社会保障が充実してよかったというのは一言もないです。誰からも聞きません。聞くのは消費税増税で暮らしが苦しくなったという声です。私どもも、市民の皆様が暮らしに関してのアンケートをお願いいたしましたら、6割強の方々から消費税増税は困る、10パーセントへの引き上げは困るという切実な声が上がってまいりました。このことは、市長に対しても私どもアンケートの調査結果を手渡しております。市民の声をしっかりと聞いていただきたいというふうに思います。安倍首相は、今回いただいた消費税の全てをお返しする形で対策を行うとして、ポイント還元であるとかプレミアム商品券であるとか複数税率、あるいは補助金など大々的に宣伝しているわけですが、消費税2パーセントの増税で5兆6千億円の税収があると、しかし、この対策費はこれを上回るという状況です。全てお返しするなら増税しなければいいじゃないかと、これが国民の声ではないでしょうか。私は市長会で消費税増税を決議したという、大変それは残念なやり方だというふうに思います。もっと市民の声をしっかりと聞き、本当に7万市民の暮らしを守る立場に立っていただきたいなというふうに思います。これは機会を設けて市長会で再度、市民の

声を上げていただきたい、このように思います。

次に、議案第19号、平成31年度水道事業会計について、お伺いするものでございます。

平成31年度の施設整備についてお伺いするものなんですけれども、地域防災計画を充実させていく上で、浄水場事業の果たす役割は大変大きく、災害時に円滑な給水活動ができるよう施設整備は急がれると思います。特に八街市、老朽排水管を抱えているわけで、この解消については平成31年度どのようにになっているのか、お伺いいたします。

○水道課長（山本安夫君）

答弁いたします。

平成31年度の更新工事につきましては、4本計画してございます。1本目は、文違1号線、有料老人ホーム白松の郷前を計画してございます。2本目は、国道409号線、市道113号線合流する交差点から木原入口、山武に向かう方を計画してございます。3本目につきましては、県道千葉八街横芝線、スーパーカスミ八街店前を計画しております。4本目につきましては、平成32年3月末に供用開始いたします八街バイパスを今現在、横断しております管路につきましては、これを更新工事するという形、総延長につきましては約420メートル、金額につきましては約9千万円を予定してございます。

また、そのほかに、本来更新工事に使われるところの予算を緊急に使用することになりました榎戸配水場配水池修繕を6千200万円かけてやる予定でございます。

以上でございます。

○丸山わき子君

市の水道ビジョンの年次計画では、石綿管、セメント管の解消目標を平成42年度として、毎年3.2キロメートルこういう計画が出されているわけなんですけれども、この解消計画は、今後どんなふうにされていくのか、その見通しはどんなふうにお考えか、お伺いいたします。

○水道課長（山本安夫君）

今、議員さんのおっしゃるとおり、ビジョンでは年間3.2キロメートルほど更新工事を行っているという形でございます。本来であれば、速やかに3.2キロメートルを基本として考えるわけなんですけれども、現在の水道事業におきましては、現金である内部留保金が本年度末で約3億円ちょっとという予定を見ております。本来、水道事業2億円を下回ると完全に水道事業パンクする状態でございますので、私が来てから、来た当時は2億2千万円程度しかございませんでした。これについては相当危機的な状況であるということで、まずは、課内で内部留保金を貯めようということで、平成31年度予算の末では約4億円を越すような内部留保金にするということで、本来であれば最低でも7億円から8億円程度の内部留保金があって、それで事業運営をしていくという形で、大変申し訳ないですが、若干、管工事が遅れているということでご迷惑をかけているのではないかなというふうに考えております。

○丸山わき子君

本当に厳しい状況の中で、立て直しをしつつ取り組まなければならないということで、これ

は今後、市の事業としても何らかの形で、対応していかざるを得ないんじゃないかなというふうに感じます。

次に、消費税増税の影響についてなんですけれども、水道事業、また、水道料金への負担増はそれぞれのぐらにあるのか、それについて、お伺いいたします。

○水道課長（山本安夫君）

本年10月から消費税が8パーセントから10パーセントになるというような報道は伺っております。それに基づきまして、平成31年度当初予算では、事業費として約10月から3月分までで1千万円の消費税が増えるのではないかなと。

また、お客様からお預かりする水道料金につきましては、約500万円程度のご負担をお願いするという、これはうちが使うものではございませんでして、その1千万円から500万円を除いた500万円の消費税につきましては、平成30年度では現在、約2千万円程度、成田税務署さんの方にお支払いしている消費税が平成31年度予算では約1千500万円、400万円程度、減るのではないかなというふうに考えております。今後、消費税が増税された場合には議員の皆様をお願い申し上げまして、条例の改正をお願いすることとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○丸山わき子君

市民にとりましても負担増、この水道料金に負担増となってくるということで、本当にそういう意味では市民の皆さん、今でさえ高い水道料金ということで悲鳴が上がっています。2パーセントの消費税でも本当に市民にとっては、大変な状況になってくるかというふうに思います。

そこで、軽減措置の問題でございます。県政あるいは下水道事業では、生活困窮者への免除を行っているわけですが、本市の上水道に対してその軽減免除、そういった導入はどうなのか、その辺についてお伺いいたします。

○水道課長（山本安夫君）

本市の水道事業につきましては、公営企業で独立採算制を基本としております。これにつきましては、供給原価に基づいて定められた料金体系により、使用料をお願いしているところでございまして、ほかに生活保護世帯の方の減免制度ということは現在、考えておりません。

また、下水道事業につきましては減免制度がとられております。これにつきましては、平成元年3月31日に供用した段階で、私、担当であり、減免の条例を作ったところでございます。この際におきましては、国では生活保護世帯につきましても、供用化されてから3年以内に浄化槽であれば速やかに、あるいは、汲み取り便所であれば、3年以内に水洗便所に変えなければならないというような法律がございまして、その中で水洗便所に改造したところに料金が発生するわけですが、この水洗便所につきましては国の補助金でやりましたけれども、使用料についても減免するんだというような形で条例を制定したような記憶がございまして。

以上でございます。

○丸山わき子君

下水道料金に関しては減免があるわけです。八街市の給水条例の第31条には、管理者は災害、公益上その他特別な理由があるときは料金手数料、また、負担金を軽減。もしくは免除し、または納入を猶予することができるという内容があるわけです。本当に生活保護受給者にとっては、年々その受給率も下がってきて大変な状況になっていると。そういう中で本当にお風呂に入らないそういう方も増えてきているわけです。やはりそういう点では、この第31条を活用して生活保護者、あるいは、生活困窮世帯に関しては申請があった場合は、こういう免除をしていくということを検討してもよいのではないかなというふうに思います。ぜひそういう点での対応をご検討いただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度八街市一般会計補正予算）は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第2号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

討論がなければ、これで議案第2号の討論を終了します。

これから採決を行います。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度八街市一般会計補正予算）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第13号及び議案第15号から議案第19号を、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第3、休会の件を議題とします。

明日2月27日から3月18日までの20日間を、各常任委員会、特別委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。2月27日から3月18日までの20日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月19日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時01分)

○本日の会議に付した事件

1. 発言の取り消しの件
2. 議案第2号から議案第13号、議案第15号から議案第19号
質疑、委員会付託
3. 休会の件

.....

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度八街市一般会計補正予算）

議案第3号 八街市用排水路建設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例の制定について

議案第4号 八街市公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第5号 八街市森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第6号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 平成30年度八街市一般会計補正予算について

議案第9号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第10号 平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第11号 平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第12号 平成30年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成30年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第15号 平成31年度八街市国民健康保険特別会計予算について

議案第16号 平成31年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第17号 平成31年度八街市介護保険特別会計予算について

議案第18号 平成31年度八街市下水道事業特別会計予算について

議案第19号 平成31年度八街市水道事業会計予算について